

協定区域	北区星和台1丁目の一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可 1997年2月17日
	面積	6,410.22 m ²		更新 2007年3月14日 更新 2017年3月14日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2017年3月14日～2027年3月13日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを超えないこと。
ただし、建築物の基礎工事のための整地、又は日生鈴蘭台ニュータウン第9地区建築協定書第10条に定める運営委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けたものなど必要最小限の変更は、これを認める。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の22に該当するものは、この限りではない。
- (3) 建築物は1区画1戸建とし、個人専用住宅とする。ただし、2区画以上複数の区画を1つの区画として前記建築物を建築する場合、及び建築基準法施行令第130条の3（兼用住宅）、第130条の4（公益上必要な建築物）に規定するもので、委員会の許可を得たものは、この限りではない。
- (4) 前号により複数の区画の使用を開始した場合には、理由のいかんを問わず、将来ともに区画の再分割はできないものとする。
- (5) 建築物の階数は2以下（地階を除く）とする。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

主要地方道明石神戸宝塚線

成子谷公園

瓜山北公園

北公局

星和台一丁目

星和台中学校

星和台中學校

星和台
南山公園

星和台公園

位置図

日生鈴蘭台ニュータウン第9地区建築協定

下切公園

下切公園

